

スルモノトス

第一項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依リ轉任シタル者ニ對スル第二條乃至前條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第八條 本令ノ適用ニ付テハ農商省官制、軍需省官制及運輸通信省官制竝ニ之ニ伴フ勅令ハ之ヲ今回ノ行政機構整備ノ勅令ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ昭和十九年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

戰時行政職權特例中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和十八年十月二十一日

内閣總理大臣東條英機



勅令第

號

戰時行政聯權特例中左ノ通改正ス

第一條 大東亞戰爭ニ際シ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機

等重要軍需物資ノ生産擴充、主要食糧ノ確保、防空ノ徹底強

化其ノ他綜合國力ノ擴充運用上特に必要アルトキハ内閣總理

大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二條及第三條中「及資金」ヲ「、資金、食糧、施設及運輸」

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等試験ノ停止ニ關スル件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和十八年十月十八日

内閣總理大臣東條英機

